付録第十九号書式(第六十四条関係)

第一　催告書

何何につき届出(申請)をすべきところ、まだその手続がありませんから、何月何日までに右届出(申請)をするよう、戸籍法第四十四条第一項(第四十四条第一項及び第百十七条)により催告します。

なお、右期間内にその手続をしないときは、同法第百三十八条により過料に処せられることがありますから、念のため注意します。

令和何年何月何日

何市町村長氏名　印職

本籍(所在)

氏名　殿

第二　追完催告書

令和何年何月何日何何の届出(申請)は、何何の不備があるため、戸籍の記載をすることができませんから、何月何日までに追完をするよう、戸籍法第四十五条(第四十五条及び第百十七条)により催告します。

なお、右期間内に追完の手続をしないときは、同法第百三十七条により過料に処せられることがありますから、念のため注意します。

令和何年何月何日

何市町村長氏名　印職

本籍(所在)

氏名　殿

第三　催告書(第二回以降)

何年何月何日付けで何月何日までに何何届(申請又は追完)をするよう催告しましたが、まだその手続がありませんから、何月何日までに右届出(申請又は追完)をするよう、戸籍法第四十四条第二項(第四十四条第二項及び第百十七条又は第四十五条)により更に催告します。

なお、右期間内にその手続をしないときは、同法第百三十八条により過料に処せられることがありますから、念のため注意します。

令和何年何月何日

何市町村長氏名　印職

本籍(所在)

氏名　殿